公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６９号
宮城県大崎市鳴子温泉字河原湯５番地６　農民の家社宅、従前の住所宮城県加美郡加美町字町屋敷一番８番地１
債務者　黒田　利之（旧姓浅野）
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
長野県安曇野市豊科3983番地１　ヴェルチェ千野Ａ棟202号室
債務者　清水　昭好
１　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１号
長野県安曇野市豊科高家197番地２
債務者　水口　昭雄
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４号
岐阜県可児市下恵土5985番地２、前住所横浜市磯子区磯子２丁目20番51号　ドルフ安藤橋104号
債務者　西山　楊泉
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第５号
三重県亀山市関町新所1491番地６
債務者　田原　美保（旧姓重崎・中川）
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６９号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目166番地　ウエストフラット310号、旧住所岡山県倉敷市北畝６丁目11番45号
債務者　玉川榮一こと　薛　　榮一
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
鳥取県倉吉市上福田820番地２、旧住所鳥取県倉吉市仲ノ町761番地の２
債務者　中川　幸栄
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第９９号
鳥取県米子市米原６丁目18番18号、前住所鳥取県米子市道笑町１丁目５番地
債務者　長谷川哲夫
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１００号
鳥取県米子市米原６丁目18番18号、前住所鳥取県米子市道笑町１丁目５番地
債務者　長谷川由美
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１０１号
鳥取県米子市米原６丁目18番18号、前住所鳥取県米子市道笑町１丁目５番地
債務者　長谷川理子
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第６３号
愛媛県今治市中浜町４丁目154番地
債務者　八木サトミ
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第７９６号
北九州市八幡西区永犬丸西町３丁目４番16号102号
債務者　白木　　勝
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０号
長崎県対馬市美津島町鶏知乙497番地18　中庭ハイツ17号111
債務者　犬束　眞一
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
鹿児島県曽於市末吉町深川4097番地、前住所兵庫県加古川市平岡町新在家2213番地の１あさぎり荘８号
債務者　今村　道雄
１　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
福島県郡山市希望ヶ丘27番９号　市営住宅２―12―808
債務者　鈴木　秀子
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
福島県郡山市富久山町八山田字大森新田12番地の115
債務者　藤田　佑香
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係